

日本検査血液学会東北支部会則

＜第一章 総則＞

第1条 支部会は、日本検査血液学会(The Japanese Society for Laboratory Hematology:略称 JSLH)東北支部と称する。

第2条 支部会設立には上位組織の日本検査血液学会理事会の承認を得なければならない。

第3条 支部会事務局は支部長の下に置く。

＜第二章 目的および事業＞

第4条 支部会は日本検査血液学会の下位組織とし、日本検査血液学会の目的および事業活動を補佐することを目的とする。

第5条 支部会は上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)支部総会

(2)講演会、講習会等の学術活動の開催

(3)その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

＜第三章 支部会員＞

第6条 支部会の会員は原則として、日本検査血液学会正会員でなければならない。

第7条 支部会員は、講演会、講習会等の学術活動に参加することができる。

第8条 支部会に入会するには所定の申込み用紙に必要事項を記載し支部会事務局に提出する。

第9条 日本検査血液学会の年会費とは別に支部年会費を支部事務局に振り込む事とする。

＜第四章 支部役員＞

第10条 支部会には以下の役員を置く。

(1)支部長 1名

(2)副支部長 若干名

(3)支部監事 1名

(4)事務局長 1名

(5)会計 1名

(4)支部理事 30名 以内

第11条 支部長、副支部長および支部監事は支部理事の互選により選任する。

第12条 支部理事は上位組織の日本検査血液学会評議員および支部理事会で推薦された会員で構成する。

第13条 役員の任期は日本検査血液学会会則に準ずる。

第14条 支部長は支部会を代表し、会務を統括し、必要に応じて支部理事会および支部総会を開催する。

第15条 支部長は、収支計算および決算、役員人事など主な会務について、支部総会もしくはその他の方法により会員に報告しなければならない。

第16条 副支部長は、支部長の会務を補佐し、支部長に事故あるときは、会長の定める順位により、その職務を代行する。

第17条 支部監事は支部会の業務遂行および資産状態の監査を行う。また支部理事会に出席して意見を述べることができる。

第18条 支部理事は支部理事会を組織し、支部会の運営に必要な諸事項を審議決定する。

第19条 役員に欠員を生じた場合には、支部理事会が必要に応じて役員を選任し、補充することができる。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

＜第五章 支部会議＞

第20条

(1) 支部長は年1回支部理事会を開催する。

支部理事会は理事総数の過半数(委任状を含む)をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決とし、それを総会に報告しなければならない。

第21条

(1) 支部長は年1回支部総会を開催する。

(2) 支部総会は会員数の1/5以上(委任状を含む)をもって成立する。

＜第六章 支部会計＞

第22条 支部会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

第23条 支部会の年会費は(個人会員)1,000円、(施設会員 5,000円)とする。

第24条 決算および予算案は日本検査血液学会理事会に報告し承認を得なければならない。

＜第七章 支部会則＞

第25条 会則変更には、支部理事会の議決を経て、支部総会に報告しなければならない。

＜第八章 名誉会員＞

第26条 名誉会員は本部評議員(支部理事)を定年退任した者の中から、本支部に多大な貢献をした者として選出され、支部理事会において推薦を受け、承認された個人とする。

第27条 支部総会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決権は有しないものとする。

＜第九章 顧問＞

第28条 本支部に、顧問を置くことができる。

(1) 顧問は、支部理事会の承認を経て支部長が任免する。

(2) 顧問は、支部理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決権は有しないものとする。

(3) 顧問の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

＜第十章 各種委員会＞

第 29 条 本支部の学術活動推進のために学術委員会を置くことができる。

(1) 委員は支部理事および会員より選出し、支部理事会の承認を経て支部長が任免する。

(2) 委員長は委員より互選する。

(3) 任期は 2 年とし、再任は妨げない。

附則

日本検査血液学会東北支部の会則は平成 21 年 5 月 2 日より施行する。

日本検査血液学会東北支部の会則は平成 29 年 5 月 27 日より施行する(会則変更)。

日本検査血液学会東北支部の会則は令和元年 6 月 1 日より施行する(会則変更)。